



福祉

子ども福祉医療費制度

中学校3年生まで対象範囲拡大

平成20年4月1日から、従来の乳幼児福祉医療費が対象者の拡大により、子ども福祉医療費となりました。

対象者は、「小学校6年生（12歳の誕生日以降最初の3月31日まで。4月1日生まれは12歳の誕生日の前日まで。）」から、「中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。）」に拡大しました。

新たに子ども福祉医療費の受給対象になる人には、交付申請書を発送しましたので、手続き

が済んでいない人は早めに手続きをしてください。

すでに受給者証をお持ちの12歳児の人は、配達記録郵便で受給者証を届けましたので、申請の必要はありません。

▼申請に必要なもの

健康保険証・印鑑

▼申請・問合せ先

役場健康福祉課 保険室

☎ 54・3111（内線158）

納税

4月、5月は滞納整理強化月間

税金の納め忘れはありませんか？

4月、5月は町税滞納整理強化月間として、町税の滞納整理に積極的に取り組んでいます。町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。納め忘れがある場合は、至急納めてください。

町税を納期限が過ぎても未納の人には督促状や催告書を送

り、納税をお願いしておりますが、そのままですと、延滞金などが発生しますので、納期限までの納付をお願いいたします。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

病気や失業などですぐには納められない特別な事情がある人はご相談ください。

納税は自主納付が原則ですの

で、納付書の裏面に記載してあります金融機関などで納めてください。納税の時間が取れない人は、しののめ信用金庫総社吉岡支店（フオリオ吉岡ショッピングセンター内）で平日および土・日・祝日も午後7時まで納税できます。送付してある納入通知書を持参してご利用ください。また、財務課税務室の納税窓口を4月30日（水）・5月28日（水）29日（木）・30日（金）は午後8時30分まで延長して開いていますので、ご利用ください。納付または納税相談のない人については、自宅や勤務先を訪

問したり、財産調査を行って給料、預貯金および不動産などの差押を行ったりします。

タイヤロックによる自動車などの差押も実施いたします。納税されない場合は公売し、滞納した町税の未納部分に充てます。

※納税は便利で確実な口座振替をご利用ください。

▼問合せ先

役場財務課税務室

☎ 54・3111（内線135）

滞納処分(差押)実績 ※平成19年度については2月末まで

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
預貯金	27	51	21
その他債権	0	5	5
不動産	7	17	23
合計	34	73	49



募集 平成20年度 統計調査員を募集

国ならびに県からの委託により実施する各種統計調査に従事する統計調査員を募集します。

▼職務内容 町内の調査対象世帯や事業所などへ出向き調査内容を説明し、調査票を配布して記入を依頼。後日調査票を回収し、調査票の検査と調査書類を作成する。

▼募集人員 10人

▼業務期間

10月・12月(4～6週間)

▼時間 指定された期間内で、原則日中の都合がつく時間

▼待遇 報酬を支給(県補助金の範囲内)

▼応募資格 町内に居住し、調査活動に専念できる健康な人。

調査員として仕事上、不適当と思われる職業または経歴を有しない人(警察、選挙、税務事務、興信所などに直接関係のない人)

▼申込方法 総務政策課に用意してある申込書を提出して下さい。

▼問合せ先 役場総務政策課 政策室

☎ 54・3111

(内線126・127)

交付 電源立地地域対策交付金事業 交付金で舗装補修

町では、電源立地地域対策交付金により町道中学校・池端線の老人福祉センター付近(約300m)をオーバーレイ工法で補修し、路面損傷による騒音の解消や危険箇所改善を実施しました。



※電源立地地域：発電所などが所在する市町村とその周辺の市町村。

恩給 引揚者の皆さまへ 恩給欠格者・戦後強制抑留者

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、旧軍人などで恩給などを受けていない恩給欠格者、戦後強制抑留者、外地などからの引揚者の「ご本人」に、慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状などを受けた人、書状を受ける

資格があったにもかかわらず、請求していない人も対象です。※請求書類は、役場町民生活課に用意してあります。

▼問合せ先 独立行政法人平和祈念事業特別基金

☎ 0120・234・933

受付時間(土・日曜日を除く)

午前9時15分～午後5時15分

URL <http://www.heiwa.go.jp>

年金 第3号被保険者は届け出が必要 配偶者の転職や退職など

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

■配偶者が退職または死亡したとき

■本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

■配偶者が65歳になったとき(3号から1号へ:本人が役場へ届け出)

■配偶者が転職したとき(退職した翌日に再就職したとき)(3号の種別確認:転職後の勤務先事業所から社会保険事務所へ届け出)

▼問合せ先

役場健康福祉課保険室

☎ 54・3111 (内線157)